

西村あさひ法律事務所

金融庁「マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策の現状と課題(2022年3月)」の概要

金融ニューズレター

2022年5月13日号

執筆者:

E-mail✉ [五十嵐 チカ](mailto:ichika@nishimura-asahi.com)

1. はじめに

金融庁は、2022年4月8日、2022年3月末時点における金融庁所管事業者のマネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融(以下、包括して「マネロン等」といいます。)対策の対応状況や金融庁の取組み等をとりまとめ、「[マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策の現状と課題\(2022年3月\)](#)」(以下「本レポート」といいます。)を公表しました。

本レポートは、全4章で構成され、それぞれ、①我が国の金融機関等を取り巻くマネロン等リスクの状況、②金融機関等におけるマネロン等リスク管理態勢の現状と課題、③FATF第4次対日相互審査の結果、④マネロン等対策に係る金融庁の取組について、全100頁にわたり説明されています。

このニューズレターでは、上記①と②を中心に、ポイントを概説します。上記③につきましては、[弊所の金融ニューズレター2021年9月10日号「FATF第4次相互審査の結果と今後の展望」](#)をご参照ください。

2. 我が国の金融機関等を取り巻くリスクの状況

金融機関等がマネロン等の犯罪等に関与または利用されることはあってはならず、法令遵守の観点及びレピュテーションの観点からも、マネロン等のリスクに対して堅牢な体制を構築することは、我が国の金融機関等にとっても喫緊の課題となっています。近時、技術の進歩による決済手段の多様化や取引のグローバル化の傾向は著しく、マネロン等のリスクは大きく変化している上、国際的なマネロン等対策の重要性は年々高まっています。例えば海外では、適切なマネロン等管理態勢を構築していなかったことを主因として高額の罰金を含む処分を課せられたり、株価の下落や経営陣が交代する事例も発生するなど、マネロン等対策の脆弱性が金融機関等の経営に与える影響も拡大しています。

国によるリスク評価書として、国家公安委員会が毎年公表する犯罪収益移転危険度調査書(2021年12月公表)では、危険度の高い取引形態のひとつとして非対面取引を挙げていますが、2020年以降の新型コロナウイルス感染症(以下「コロナ」といいます。)の世界的流行を受けた外出の自粛等に伴い、非対面取引の拡大等を要因としたリスクの変化も見られます。また、インターネットバンキングに係る不正送金事犯や、ランサムウェアによる二重恐喝(ダブルエクストーション)の攻撃手口の拡散や産業制御システムに影響を及ぼすマルウェアによる攻撃等、サイバー空間をめぐる脅威は引き続き極めて深刻な情勢が続いています¹。

本レポートでは、これらリスク状況の全体的な変化を背景に、特にマネロン等対策において注意すべき犯罪類型やリスクについて、以下の項目を挙げています。

(1) 暗号資産を使ったマネロン・テロ資金供与・拡散金融

[2021年7月にFATFが公表した「暗号資産・暗号資産交換業者に関するFATF基準についての2回目の12ヵ月レビュー報告書」\(原題:「SECOND 12-MONTH REVIEW OF THE REVISED FATF STANDARDS ON VIRTUAL ASSETS AND VIRTUAL ASSET SERVICE PROVIDERS」\)](#)によれば、暗号資産に関するマネロン等リスクの継続的な傾向として、「FATF基準不遵守又は不十分な法域が数多く存在することによる、これら法域への逃避(Regulatory Arbitrage:規制裁定)」、「規制を遵守しない又は遵守が脆弱な暗号資産交換業者の悪用」及び「匿名性を高めるツールや手法の悪用」が挙げられています。そして、2021年4月時点の

¹ [警察庁「令和3年におけるサイバー空間をめぐる脅威の情勢等について\(速報版\)」](#)

サーベイに回答した 128 法域のうち、FATF 基準に即して必要な立法措置を講じたのは 58 法域にとどまるとされています。

日本では、FATF の動向等も踏まえ、2016 年に資金決済に関する法律(以下「資金決済法」といいます。)及び犯罪による収益の移転防止に関する法律(以下「犯収法」といいます。)を改正し(2017 年 4 月施行)²、諸外国と比べてもいち早く暗号資産に関する法規制を導入したといえます。また、2021 年 6 月には、日本の居住者に対して海外の事業者が無登録で暗号資産の販売等のビジネスを行う事例について、金融庁が警告書を発するなどしています³。

また、ランサムウェア攻撃によるデータ復旧等の対価として身代金を暗号資産で支払うように求める事例や、規制品目の違法取引、脱税、経済制裁回避のために暗号資産を支払手段として利用する事例、暗号資産を犯罪収益の送金・回収・レイヤリング(資金の出所を不明瞭化すること)といったマネー・ローンダリングの手段として利用する事例等も多くみられ、暗号資産の匿名性等に伴うリスクが指摘されています。上述の FATF による暗号資産等に関するレビュー報告書では、さらに匿名性を高めるツールや具体的な悪手法も紹介した上で、現時点では法定通貨への換金プロセスを担う暗号資産交換業者への FATF 基準規制の早期実施が最も効果的と評価しつつも、今後の暗号資産の普及状況等も踏まえて注意深くモニタリングする必要があると述べています。そこで、本レポートでは、暗号資産交換業者等においては、引き続き事案検知を確保するためのモニタリング等の措置を講じることが重要とされています。

(2) 資金決済におけるリスク

資金移動業者のビジネスモデル、事業規模及び取引態様は様々で、事業者が直面するリスクも一様ではありませんが、資金移動業者は、銀行等の預金取扱金融機関と同様、国内の資金移動に加えて、法制度や取引システムの異なる外国へ犯罪収益が移転され、その追跡を困難にさせるという為替取引に共通するリスクに直面しています。

また、バルク送金取引(海外送金サービスを提供する事業者が、国内拠点と海外拠点の間で複数の小口送金取引を取りまとめ決済を行う取引)の場合、資金移動業者に口座を提供している銀行から見れば、バルク送金に含まれる個々の送金人や受取人に関する情報が不透明となるリスクがあります。そこで、資金移動業者と銀行間で相互にマネロン等対策の実施状況を確認しあう等、リスクに応じた対応を講じることが重要とされています。

さらに、収納代行業者の中には、海外の収納代行業者等と連携し、国際的な資金決済ネットワークである SWIFT を利用して資金決済を行う内外の銀行の口座を開設し、国内為替との組み合わせで経済効果としては外為送金と同様の機能を国内顧客に提供している事業者もあります。そのような事業者に口座を提供する銀行は、自らの顧客である収納代行業者の取り扱う資金の流れについてリスクの特定・評価を行い、収納代行業者に対する顧客管理措置を通じてマネロン等のリスク低減措置を講じることが重要とされています。

(3) 非対面決済、e-KYC、サイバー犯罪、特殊詐欺をはじめとした詐欺事案

非対面決済及び e-KYC(デジタル技術を活用した取引時確認手法、犯収法 4 条、犯収法施行規則 6 条 1 項 1 号ホ～)に関しては、2020 年に多発したスマホ決済サービスを通じた口座の不正利用事案を契機とし、連携先の口座を開設した銀行による取引時確認(犯収法 4 条)に依拠する方法(犯収法施行規則 13 条 1 項 1 号)を用いる場合の留意点等について、2020 年 11 月と 12 月に全国銀行協会や日本資金決済業協会がそれぞれガイドラインを公表し、2021 年 2 月には金融庁が事務ガイドライン(第三分冊:金融会社関係、14 資金移動業者関係)を改正するなどしています⁴。

サイバー犯罪に関しては、キャッシュレス決済の普及等を背景として、2021 年中の国内のサイバー犯罪の検挙数は過去最多となり、警察庁に報告された国内のランサムウェア被害件数は 146 件と増加を続けています。また、インターネットバンキングに係る不正送金事例の多くは、金融機関や宅配業者を装った電子メールや SMS を用いてフィッシングサイトへ誘導する手口によるものとみられています。

特殊詐欺の 2021 年の被害額は前年比で減少したものの、認知件数は増加するなど、依然として高齢者を中心に被害が高い水準で発生しており、また、前年に引き続きコロナに関連した特殊詐欺の被害額は 1.1 億円程度とされています。金融機関等においては、不自然な資金移動のパターンを検知した場合には、必要に応じて調査の上、疑わしい取引の届出(犯収法 8 条)の検討を

² 2017 年 4 月施行の法改正では仮想通貨と表現されていましたが、その後の資金決済法及び金融商品取引法等の改正(2019 年 6 月公布・2020 年 5 月施行)により暗号資産とされています。

³ [金融庁「Binance Holdings limited に対する警告書の発出について」](#)

⁴ 詳細は、拙稿「スマホ決済サービスを通じた口座の不正利用と eKYC」(2021 年 3 月、朝日新聞社 Website「法と経済のジャーナル Asahi Judiciary」西村あさひのリーガル・アウトLOOK) <https://webronza.asahi.com/judiciary/articles/2721020900001.html> をご参照ください。

行うことが望ましいとされています。

(4) テロ資金供与リスク

FATF の第 4 次対日相互審査報告書では、日本はテロ資金供与対策に関して「NPO 等に対するターゲットを絞ったアウトリーチが行われておらず、日本の NPO 等は、テロ資金供与の活動に巻き込まれる危険性がある」との指摘がなされました。金融機関等は、昨今の世界情勢やテロ資金供与の危険度が高い国・地域、取引等について、日ごろから情報蓄積及び分析を行うとともに、特に NPO が口座を開設している場合には、海外送金の有無や、支援している地域・団体等も踏まえ、継続的かつ予防的なリスク対応を行う必要があります。

また、金融庁の「[マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン](#)」(直近改正は 2021 年 3 月、以下「ガイドライン」といいます。)では、制裁対象者の指定に係る外務省告示等の発出前においても、国連安保理決議等に基づき経済制裁対象者が指定されたり、同対象者の情報が変更されたりした場合には、「遅滞なく」⁵自らの制裁リストを更新して顧客等の指名等と照合すると主に、制裁リストに該当する顧客等が認められる場合には、より厳格な顧客管理を行い、同名異人か本人かを見極めるなどの適切かつ慎重な対応を求めています。したがって、このような対応を確保するために必要なデータベースやシステム等の整備、人材の確保、資金の手当てをリスクに応じて実施することが重要です。

(5) 地政学リスク(含む大量破壊兵器に関する拡散金融リスク)

テロ資金供与対策と同様、拡散金融(核兵器をはじめとした大量破壊兵器等の製造・取得・輸送などに係る活動への資金提供)対策に関しても、金融機関等は、国連安保理決議等に基づき経済制裁対象者が指定される等した場合には、遅滞なく、上述の対応が求められます。

日本では、資産凍結等の金融制裁は、外国為替及び外国貿易法(以下「外為法」といいます。)に基づく支払規制や資本取引規制等により実施されており、また、金融機関等は顧客の海外送金等が当該規制に該当しないことを確認した後でなければ、当該海外送金等を行うことができません。金融機関等が海外送金を行う場合、外為法をはじめとする国内外の法規制等にのっとり、関係国等の制裁リストとの照合等の必要な措置を講ずることは、もとより当然とされています。

なお、外為法に基づく支払規制では、制裁対象者に対する暗号資産を含めたあらゆる支払いが規制対象となっています。2022 年 2 月のロシアによるウクライナ侵略をめぐる資産凍結等の制裁措置の実施に際し、2022 年 3 月 14 日、財務省及び金融庁は、暗号資産交換業者に対し、顧客が指定する受取人のアドレスが制裁対象者のアドレスであると判断した場合には、顧客に外為法の支払許可を取得する義務が課されていることを踏まえ、暗号資産の移転を行わないことなどについて要請を行っています。

3. 金融機関等におけるマネロン等リスク管理態勢の現状と課題

金融庁は、ガイドラインを 2019 年 4 月と 2021 年 2 月に改正した後、[2021 年 3 月には「マネロン・テロ資金供与対策ガイドラインに関するよくあるご質問\(FAQ\)」を公表し](#)、ガイドライン記載の「対応が求められる事項」の内容の明確化を図るとともに、[2021 年 4 月には、ガイドライン記載の「対応が求められる事項」に対する完了期限を 2024 年 3 月末と定め、金融機関等⁶において態勢を整備するよう、各業態団体を通じて要請しました](#)。

本レポートでは、上記経過も踏まえ、幅広い業態で態勢の構築・高度化の動きが見られたことを評価しつつも、金融機関等の中には、①包括的かつ具体的なリスクの特定・評価の実施や、態勢高度化に向けた行動計画の検討に時間を要し、実際の取組が遅れている例(ガイドラインや FAQ で求められている対応が金融機関等の内規等に反映されておらず、組織的・継続的に取り組むこととなっていない等)や、②少数ではあるものの、代理店等の委託先に取引時確認や顧客管理業務を任せきりにし、委託先の対応も不十分であった例等もあることが指摘されており、金融庁は引き続き検査やヒアリングを通じて進捗状況の検証を行うとされています。

本レポートでは、個々の業態別のリスクの所在と現状と課題について、モニタリングの結果を踏まえ、取組が進んでいる事例も含めて詳細に紹介されていますが、例えば、以下のような「取組が遅れが認められる事例」等が指摘されています。

⁵ 「遅滞なく」とは、「数時間、遅くとも 24 時間以内」をいうものとされています。(金融庁「[マネロン・テロ資金供与対策ガイドラインに関するよくあるご質問\(FAQ\)](#)」Q3)。

⁶ 犯収法 2 条 2 項に規定する特定事業者のうち金融庁所管の事業者(同項第 46 号に掲げる者を除く)をいいます。

業態	「取組に遅れが認められる事例」等
預金取扱金融機関 ⁷	<p>ア. リスクの特定評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一部の預金取扱金融機関において、「リスクベース・アプローチの土台となるリスクの特定・評価に関する手順が文書化されていない」、「法令対応が中心となっており、リスクに応じた低減措置を講ずるための態勢が整備されていない」、「マネロン・テロ資金供与対策に係る方針・手続・計画等やそれに基づく管理態勢等について、定期・随時に見直しが行われていない」などの規程等の整備を中心とした基礎的な態勢整備が進んでいない。 ・ 業界団体から提供を受けたリスク評価書のひな形に基づき、犯罪収益移転危険度調査書記載の事案を列挙するにとどまり、自らが提出した疑わしい取引の届出の傾向と分析、警察から凍結要請を受けた口座の分析、金融犯罪の被害状況等の自らの規模・特性を踏まえたリスクの特定に至っていない。 ・ 犯罪収益移転危険度調査書の自らの金融機関に関する記載のみを参照し、顧客のリスクに関する記載を考慮していない。 ・ 非対面取引形式による商品・サービスを提供しているにもかかわらず、これらの商品・サービスに対するリスクの特定・評価を行っておらず、全ての商品・サービス等のリスクを包括的に評価していない。 ・ 自らが提供する一部の商品・サービスについて、リスクが存在することを認識しつつも、当該リスクが顕在化することはないと判断し、リスクの特定・評価、及び、リスクに応じた対応方針を検討していない。 ・ 自らの顧客が対象となった金融犯罪の傾向、疑わしい取引の届出等の分析に基づく、自らの個別具体的な特性を考慮したリスク評価を実施していない。 ・ 直接・間接の取引可能性のある「国・地域」を包括的に洗い出す、あるいは日本と国交のある国及び北朝鮮(196 か国)を洗い出していない⁸。 ・ 従来からのリスク評価書を更新するにとどまり、誰が、どのようなデータ・資料を用いて、どのようにリスクの特定・評価を行うかなどの手順を文書化した規程を作成していない。 <p>イ. 継続的な顧客管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 顧客のリスクに応じた調査頻度や具体的な調査方法等の継続的な顧客管理を実施するに当たって、計画を策定していない。 ・ 継続的顧客管理の実施計画、取組開始時期が後ろ倒しとなっており、2024年3月末までに完了する計画となっていない。 ・ 疑わしい取引の届出を提出した先については、高リスク先として管理しているものの、その他の顧客については顧客ごとのリスク評価を実施しておらず、リスクに応じた管理を実行するに至っていない。

⁷ 本レポートでは、3メガバンクグループの現状と課題は別項目(第2章.2.(1)ウ)で紹介されています。金融庁は、2018年5月、3メガバンクグループに対し、グローバルなシステム上重要な金融機関(G-SIBs)として期待される役割も踏まえて対応が求められる事項(いわゆる「ベンチマーク」、2018年2月に公表された初版のガイドラインに定められる事項にとどまらない水準で対応が求められる事項)を発出し、先行してギャップ分析と行動計画が重ねられた結果、本レポートにおいても、3メガバンクグループについては「ガイドラインにおける『対応が求められる事項』及び『対応が期待される事項』については、概ね既に実施済み又は具体的な行動計画を策定の上で対応が進行中」と評価した上で、更なる高度化が求められる課題等が指摘されています。

⁸ 本レポートでは、預金取扱金融機関の現状と課題に関する指摘として、「リスクの包括的な検証の観点から、海外との取引がある顧客や在留外国人との取引を行っている金融機関は、少なくとも我が国と国交のある全ての国・地域のカントリーリスク評価表をあらかじめ作成しておくことが有益である。」、「カントリーリスクの評価においては、犯罪収益移転危険度調査書、FATFのグレイリスト先や国際的なNGOが公表している汚職指数やBasel AML指数の他、米国財務省やEUの制裁対象国等の情報に金融機関の過去の疑わしい取引届出等も踏まえて判定することが考えられる。」とも述べられています。

	<p>ない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 既存先の情報更新に関して、アンケートの郵送・回収のみで対応しようとし、回収率が低水準である中で、その他の情報更新の方法について検討できていない。 ・ 顧客リスクに応じた頻度でリスク評価の見直しを行うとの手続としているものの、顧客リスクに影響を与える事象が発生した場合の検知方法、リスク評価の見直し手続について規程化・文書化していない。 <p>ウ. 取引モニタリング・フィルタリング⁹</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 取引モニタリングシステムのシナリオや検知ルールを当初設定のまま使用しており、シナリオの見直しやリスクに応じた敷居値の設定が行われていない。 ・ 職員の気づきにより、疑わしい取引を発見したものの、担当部署に報告する手続を制定しておらず、疑わしい取引の届出の判断は、拠点の裁量に任されている。 ・ 自らの営業地域における犯罪傾向や疑わしい取引の届出実績等に係る分析を行っていない。 ・ 自らの営業地域における犯罪傾向や疑わしい取引の届出実績等に係る分析を行っているものの、分析結果をモニタリングシステム検知基準の見直しや疑わしい取引の判断に係るばらつきの解消といった検知態勢の改善に十分に繋がられていない。 ・ 口座を開設している法人について、代表者や実質的支配者が個人口座を開設していない場合、その代表者や実質的支配者が取引フィルタリングの対象となっていない。 ・ システム上の不具合により、取引フィルタリングシステムを通さずに職員による目検のみでリスト照合を行ったものの、一部、検証未済の取引を実行してしまった。 ・ システム上の不具合が発生した場合に代替システムを用意していたものの、予行演習を行っておらず、代替システムを稼働できなかった。 ・ 制裁者リストが更新された際に、既存口座との夜間バッチ処理による差分チェックを行っているものの、新たな指定から 24 時間以内での検証が行われていない。 ・ 制裁対象国名のリスト照合のみで、主要港湾都市名やオフショアセンターの住所に該当するかを検証対象としていない。 ・ 制裁対象者名や地名では、慣行や非英語名称からのアルファベット変換により複数のスペリングがあるにもかかわらず、取引フィルタリングシステムにおいて、複数候補を検知できるよう、あいまい検索機能が適切に設定されていない。 ・ 取引フィルタリングシステムのあいまい検索機能について、システムベンダーに設定レベルの確認を行っておらず、ベンダー任せになっている。 <p>エ. 疑わしい取引の届出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 疑わしい取引の届出の判断に際して、考慮する要素や判断基準が規程等により定められておらず、届出の要否を十分に検討しな
--	--

⁹ 「取引モニタリング」とは、疑わしい取引の届出(犯収法 8 条)の要否を判断するために不自然な取引(異常取引)を事後的に検知するリスク低減の手法をいい、「取引フィルタリング」とは、制裁対象者等の取引不可先が含まれていないか取引を行う前に検知するリスク低減の手法をいいます(本レポート・23-24 頁)。いずれも一般には職員の気づきによる検知とシステムによる検知の二種類が用いられますが、FATF 第 4 次対日相互審査では取引モニタリングのシステムの誤検知率の高さが指摘されており、本レポートでも「大事なことは、明らかに誤検知であるにもかかわらず高い頻度で検知するシナリオの見直し・調整である。」と述べられています。また、自社の疑わしい取引届出事例の分析結果を顧客と接点のある第 1 線部署の職員に対して適示・適切に周知すること等により、職員の気づきの感度を上げるという地道で継続的な取組も重要とされています(同・24 頁)。

	<p>いまま、届出不要と判断している。</p> <ul style="list-style-type: none"> 届出を行った疑わしい取引について、届出の種類別の件数を集計しているものの、届出の内容や傾向等の分析、及び、顧客や商品・サービス等のリスクの特定・評価への活用が行われていない。 職員の気づきによる疑わしい取引の届出を軽視し、疑わしい取引の届出参考事例の職員向けの研修を実施していない。職員の気づきによる検知を拠点の判断で届出不要とし、記録も残していない。 疑わしい取引の検知から判断、判断から提出までの時間測定や期日管理が行われておらず、提出に時間がかかっている。また、疑わしい取引と判断したものを即時に提出せず、月に一回まとめて提出している。 <p>オ. 経営陣の関与・理解¹⁰</p> <ul style="list-style-type: none"> 経営陣は、担当部署からマネロン等対策に関する取組状況の報告を受けるにとどまり、ギャップ分析結果に基づき、ギャップを埋めるための行動計画の策定を指示していないなど、マネロン等リスク管理態勢の整備に向けた主導的な関与は十分なものとなっていない。 経営陣は、マネロン等対策が経営の重要課題の一つであるとの認識が不足しており、また、四半期毎にマネロン等対策の行動計画の進捗状況が報告されているものの、計画どおり実施できなかった施策について、担当部署に対し、その要因分析を指示しておらず、進捗管理が十分に行われていない。 経営陣は、関係法令やガイドラインのみならず、自らの事務手続について熟知していない者をマネロン等対策担当部署の役席に任命する、又は十分な人員数を配置しないなど、経営として最も対応が期待される人的資源配分を適切に行っていない。
暗号資産交換業者	<p>ア. リスクの特定・評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 一部の暗号資産交換業者において、新たな商品・サービス提供開始の都度リスク評価書を見直すとしているものの、実態としては年1回の更新に留まっており、最新のリスク認識や低減策、残存リスクについて経営への報告やリスク評価書への反映の遅れが見られた。 <p>イ. リスクの低減(取引時確認・顧客管理)</p> <ul style="list-style-type: none"> リスクベースの継続的顧客管理措置の取組について、顧客情報の更新のための検討はなされるものの、実施に遅れが見られる暗号資産交換業者も限定的ながら存在する。 一部の暗号資産交換業者においては法人顧客の実質的支配者の確認や事業実態に関する深度ある調査態勢の構築には、顧客属性に対するノウハウの蓄積も含め、いまだ向上の余地がある。 <p>ウ. リスクの低減(データ・ガバナンス)¹¹</p> <ul style="list-style-type: none"> 取引モニタリングシステムのシナリオにおいて、顧客属性と紐付けた高額暗号資産検知シナリオが欠落していたため、顧客属性に対して高額な暗号資産入出金取引を検知できていない。 取引モニタリングシステムのシナリオ自体は適切に検討されたものの、仕様どおりシステムに実装されず、またシステム稼働時に検証されなかった。この結果、検知すべき取引が検知出来て

¹⁰ 本レポートでは、「経営陣の主導的な関与がなされていない事例」として紹介されています。

¹¹ 本レポートでは、「改善が求められる事例」として紹介されています。

	<p>いないことを看過していた。</p> <ul style="list-style-type: none"> 親族間や利害関係者間といった顧客間の関係性に着眼した調査が必要となる認識がなかったことから、これを可能とする検索機能は実装されなかった。この結果、検知すべきグループとしての不審な取引が、適時に把握できていなかった。 <p>エ. 経営管理態勢</p> <ul style="list-style-type: none"> 第3線である内部監査部門に、暗号資産のマネロン等対策に関する監査を実施するための専門性・能力を備えた監査要員を確保していない。 第2線であるリスク管理部門においても、口座開設、暗号資産取引に係る各種規制の理解、暗号資産のリスク特性を踏まえた専門性や能力を有する要員が確保されていない。
<p>資金移動業者</p>	<p>ア. リスクの特定・評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 資金移動業者の決済サービスにおける連携先の一部銀行側の認証方式が暗証番号のみ(一要素認証)で行っていたことについて、ヒアリングを通じて把握するのみで、連携先の認証方式を踏まえたリスクの検証を行っていない。 資金移動業者における取引時確認の不備及び取引時確認記録の事後検証の未実施により、顧客情報の正確性を欠いていることから、顧客属性等のリスクを包括的かつ具体的に検証することができる状態になっていない。 疑わしい取引の届出の分析等を実施しておらず、具体的かつ客観的な根拠に基づくリスク評価を実施していない。 <p>イ. リスクの低減(取引時確認及び確認記録の作成・保存)</p> <ul style="list-style-type: none"> 取引時確認により確認を行った「本人特定事項(氏名・住居・生年月日)」「職業」「取引目的」の記録に、通常あり得ない職業や「回答しない」との記載、絵文字や記号が含まれる記載がされている。 取引時確認業務を外部に委託している場合に、委託先に対する研修や指導を十分に実施していない、又は委託先が業務を適正かつ確実に遂行しているかを検証し、必要に応じ改善させていない。 <p>ウ. 経営管理態勢</p> <ul style="list-style-type: none"> 経営陣が、スピードを重視したビジネスモデルのもと営業を推進しマネロン等リスク管理について、ビジネスモデルに見合った適切な資源配分を行わないなど、同管理態勢の整備を劣後させている。
<p>保険会社</p>	<p>ア. リスクの特定・評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 犯罪収益移転危険度調査書の記載内容のリスク評価書への形式的な記載、各種取引等の計数記載にとどまり、自社・業態の特性を踏まえた網羅的・包括的なリスクの特定・評価が行われていない事例がある。 保険料収納のキャッシュレス化が進む中、一部の保険会社の中には、現金授受を禁止する規程は存在していたものの、合理的な理由の確認等を行わずに窓口で現金による保険料払込みの受付けや、営業職員による現金預りといった異例事務を許容している事例がある。 <p>イ. 取引モニタリング・フィルタリング</p> <ul style="list-style-type: none"> 取引フィルタリングで反社該当性を確認している事例は相当数に上るが、営業職員の異例事務や現金による取引、早期解約・クー

	リングオフなど、頻繁に繰り返される取引等を検知するためのシナリオを設定し、そのシナリオごとの検知状況を分析した上で適時に見直していない事例がある。
金融商品取引業者等	<p>ア. リスクの特定・評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 商品・サービスのリスクの特定にあたり、実際に取り扱っている商品・サービスを具体的に特定した上でリスクの検証を行っていない。 取引形態のリスクの特定に当たり、仲介業者や紹介を経由する取引について検証を行っていない。 商品・サービスの残存リスクの評価に当たり、未実施のリスク低減措置を勘案して実際よりも残存リスクを低く評価している。 国・地域のリスクの特定に当たり、犯罪収益移転防止法施行令を参照し、イラン及び北朝鮮のみを検証対象としている。 自らの規模・特性等を勘案したリスク評価の基準を作成しないまま、犯罪収益移転危険度調査書のみを依拠してリスク評価を行っている。 リスク評価書に評価の結論のみ記載し、その根拠を把握していない。 <p>イ. 取引モニタリング・フィルタリング</p> <ul style="list-style-type: none"> 経済制裁対象者のリストと既存顧客の氏名等との照合の頻度が定期的なものにとどまり、リスト更新時の随時の照合を行っていない。
貸金業者	<p>ア. リスクの特定・評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 犯罪収益危険度調査書やガイドライン等を勘案し、自らの業務特性等を踏まえ、包括的かつ具体的なリスクの特定・評価が出来ていない事例が一部に見られる。

4. 求められる対応

本レポートの公表にあたり、金融庁は、「金融庁としては、2021年8月に公表された第4次FATF対日相互審査の結果等を踏まえ、引き続き官民双方が連携して、マネロン等に利用されない金融システムを確保するための態勢強化を図ることが重要であると考えており、金融庁がモニタリングで得られた情報や考え方を還元することにより、金融機関等の実効的な態勢整備の一助となればと考えております。」と述べています。

金融機関等においては、目下2024年3月までの態勢整備の完了を目指す中、本レポートも参考にしつつ、マネロン等対策の一層の高度化に努めることが求められています。

以 上

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニューズレターを執筆し、随時発行しております。N&Aニューズレター購読をご希望の方は [N&Aニューズレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニューズレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めている必要がある場合があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#) 